

黒石市食文化を活用したインバウンド観光誘客整備業務委託仕様書

第1 業務名

黒石市食文化を活用したインバウンド観光誘客整備事業業務委託

第2 委託業務期間

契約締結日の翌日から令和6年1月31日（水）まで

第3 事業目的

本格的なインバウンド再開に向け、黒石市の食文化を用いた既存の旅行商品について、インバウンド向けに改善し、販売体制の強化とプロモーションを実施し、地域の集客力を高め、周遊促進を図る。

また、既存の観光資源や旅行商品を掲載しているサイトをインバウンド向けの総合的な入口として整備するほか、連携する地域観光サイトと連動し、露出機会を増やすとともに販路整備を行い、認知度向上と集客増加を図るとともに、観光消費拡大に繋げる。

第4 業務内容

1 観光資源を活用したコンテンツの造成

(1) インバウンド向け旅行商品の企画開発

- ・令和4年度に造成した既存旅行商品のインバウンド向けコンテンツ磨き上げ2件以上 ※参照 Webサイト (<https://wavegan.visitkuroishi.jp>)
- ・造成した体験コンテンツを組み入れたインバウンド向け広域周遊モデルコース造成

ア 団体向け 2本以上

イ 個人向け 2本以上

(2) 食の多様性環境整備

- ・市内の飲食店・宿泊施設でヴィーガン対応店が増えてきているが、食の多様性のインバウンド受入について希望する施設に対し、専門家によるフォローアップを2回以上行うこと。

(3) 地域事業者の受入体制の構築

- ・地域事業者を対象にWeb上で発信する手法を学ぶセミナーの開催
- ・OTA登録支援

2 販路基盤整備・プロモーション

(1) Webプロモーションの強化

- ・既存のWebサイト (<https://wavegan.visitkuroishi.jp>) をインバウンド向け

に整備する。

(2) 地域観光サイトとの連動

- ・地域の観光サイトと連携し、露出機会を増やすとともに販売へ繋がる体制を構築する。

第5 業務実施体制

事業の実施にあたっては黒石市及び連携する市内観光関連事業者との協議・連絡調整など迅速に行うことができるよう体制を整えること。経費の執行については費用対効果を十分考慮し行うこと。

第6 業務実施状況の報告

受注者は事業の進捗について適宜黒石市に報告を行うこと。

第7 事業完了後の提出物

- 1 業務内容に係る報告書。マイクロソフトワード形式のデータをCD-Rに格納し、提出すること。
- 2 業務内容2のプロモーションに係る静止画データ。静止画はJPEG形式のものをCD-Rに格納し、提出すること。

第8 支払条件等

- (1) 受託者は、業務開始以降について、本業務に係る経費を支払うものとする。
- (2) 委託事業を実施する場合に使用する財産については原則としてリース対応とすること。

第9 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、黒石市と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(3) 守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

第10 不当介入における通報義務

(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合はプロポーザル参加資格を停止することがある。

(2) 妨害又は不当要求に起因する履行期間の延長請求

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、黒石市に履行期間の延長変更を請求することができる。

第11 その他

(1) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、黒石市と受託者の両者協議により業務を進めるものとする。

(2) 契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を提出し、黒石市の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、黒石市と十分協議したうえで行うこととする。